

「九重版DMO」設立へ戦略マネージャー着任 ～未来につなげる地方創生へ～

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎76-3150



▲田村敦さん

令和6年度の「九重版DMO」設立を目指し、町では今年度、内閣府の地方創生人材支援制度を活用し、4月から外部専門人材として株式会社JTbより田村敦さんを迎えました。4月3日に町長から委嘱状を交付し、DMO戦略マネージャーとして2年間、商工観光・自然環境課で勤務します。JTbでの経験やノウハウを活かし、DMOの設立・支援を中心に業務を行っていただきます。

着任にあたり町の印象や意気込みを聞いてみました。

●町の第一印象は？

日本一の大吊り橋、たくさんの良質な温泉、自然豊かな景観の3点が印象的。

●意気込みを聞かせてください！

発足に向けて課題を整理し、組織の基盤づくりを進めていく。やることは山積みだが、すごく楽しみ。まずは地域を知り、住民の思いやニーズを理解することから始めたい。引っ張るというより、地域の方々と共に歩むのが理想。マラソンのペースメーカーのような存在になれるよう頑張りたい。

九重版DMOとは？

九重町にある「地域資源（自然、温泉、人、文化等）を最大限に活用し、観光のみならず、地域におけるあらゆる産業住民と協働しながら豊かな地域づくりを実現するための戦略を策定・実行する事を役割とした組織です。

シリーズ 『障がい福祉』 ⑧⑧

自立支援医療費（精神通院医療）について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

制度の概要

精神疾患のため通院し医療を受ける場合、継続的にかかる医療費の負担を軽減する制度です。通常、医療保険の自己負担は3割ですが、本制度を併用した場合、自己負担が原則1割となります。（都道府県等指定医療機関に限る）

対象者

精神保健福祉法第5条に定める統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方。

申請方法

- 申請者 患者ご本人（18歳未満の場合は保護者）
※医療機関が代わりに申請書を提出することもできます。決定された受給者証を医療機関が受け取る場合は委任状が必要です。
- 申請先 健康福祉課
- 必要書類
 1. 申請書・・・窓口で記入
 2. 所得・税額調査同意書・・・窓口で記入
 3. 診断書（精神通院医療用）・・・指定医療機関の医師が作成したもの
 4. 医療保険の被保険者証の写し（同一保険加入者全員分）※精神保健福祉手帳をお持ちの方は診断書なしで申請できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

有効期間は1年間です。

※引き続き利用する場合、期限の3か月前から更新の手続きができます。

※治療方針に変更がなく、有効期限内の更新に限り、診断書の提出は原則2年に1度となります。

地方税統一二次元コードを利用して町税の納付ができるようになりました！

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

4月から対象税目について、納付書に印字された地方税統一二次元コードを利用して、全国の対応金融機関、スマホ決済アプリから納付ができるようになりました。また、スマホやパソコンを使って、地方税共同機構の「地方税お支払サイト」からクレジットカードやインターネットバンキング等による納付もできるようになりましたので、ぜひご活用ください。

詳しくは、地方税ポータルシステム eL-TAX (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

対象税目 固定資産税、軽自動車税(種別割)

利用可能な支払方法

クレジットカード払い(※別途手数料必要)、インターネットバンキング、各種スマホ決済アプリ
※「地方税お支払サイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)」よりご利用ください。



地方税お支払サイト

忙しい方にオススメ！「スマホで納付」はじめました！

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

4月から町税等の納付がスマートフォンのキャッシュレス決済アプリでできるようになりました。スマホアプリを利用して、納付書に印刷されたコンビニ納付用のバーコードを読み取ることで、24時間365日簡単に町税等を納付することができます。詳しくは九重町ホームページをご覧ください。

スマホで納付できる税金・料金の種類

個人町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅料、水道料、こども園使用料、わんぱくクラブ使用料、トワイライト保育料、一時預かり使用料、3歳給食費、給食費

町税等の納付ができるスマホアプリ名一覧

PayPay(PayPay 請求書払い)、LINE Pay(LINE Pay 請求書払い)、PayB

ご注意

納税組合に加入している方は、今までどおり納税組合で納付してください。
また、スマホアプリで納付した場合、領収書は発行されません。領収書や軽自動車(種別割)納税証明書が必要な場合は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアをご利用ください。



軽自動車継続検査(車検)時の納税証明書の提示が原則不要となりました

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム「軽ケイジェンクス」が全国一斉に運用が開始され、車検時の納税証明書提示が原則不要となりました。

対象車種 三輪・四輪の軽自動車

※総排気量 250cc を超える二輪の小型自動車は対象外ですので、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

軽 JNKS による納付確認ができない場合

- 納付したばかりで軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合
 - 中古車購入直後の場合
 - 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
 - 対象車両に過去の未納がある場合
- ※軽自動車税(種別割)を納付後、すぐに車検を受けたい場合は、役場会計課、金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口で納付し、領収印が押された納税証明書を提示してください。



国民健康保険制度の改正について

●お問い合わせ 住民課(税率の改正に関して)

☎76-3802

税務課(課税限度額、所得基準額に関して) ☎76-3803

●国民健康保険税率の改正について

九重町の国民健康保険は被保険者の高齢化や医療の高度化で医療費が増加しており、非常に厳しい財政運営となっています。このため、令和5年度から国民健康保険税の税率を以下のように改正します。

加入者の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、今後とも安心して医療を受けられるよう、国保財政の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

改正後の税率

区 分		改正前	改正後	改正内容
医療給付費分	所得割	9.5%	9.5%	据え置き
	被保険者均等割	25,500円	28,800円	3,300円引上げ
	世帯別平等割	23,000円	18,800円	4,200円引下げ
後期高齢者 支援金分	所得割	2.7%	3.3%	0.6%引上げ
	被保険者均等割	8,000円	9,700円	1,700円引上げ
	世帯別平等割	6,800円	6,400円	400円引下げ
介護納付金分	所得割	2.2%	3.0%	0.8%引上げ
	被保険者均等割	10,000円	10,400円	400円引上げ
	世帯別平等割	5,800円	5,200円	600円引下げ

●国民健康保険税課税限度額の引き上げについて

地方税法施行令の改正により、後期高齢者支援金分の課税限度額が20万円から22万円に引き上げられます。

なお、医療給付費分の課税限度額は65万円、介護納付金分の課税限度額は17万円のまま据え置かれますが、40歳から64歳の方で最大104万円の課税額となります。

課税限度額の比較

区 分	令和4年度課税限度額	令和5年度課税限度額
医療給付費分	650,000円	650,000円
後期高齢者支援金分	200,000円	220,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円
計	1,020,000円	1,040,000円

●国民健康保険税の軽減制度所得基準額の変更について(令和5年度より)

地方税法施行令の改正により、世帯の所得に応じた軽減措置について、5割軽減の基準額が1人当たり28.5万円から29万円、2割軽減の基準額が1人当たり52万円から53.5万円となり軽減制度に該当する世帯の範囲が拡大されます。詳細は上記お問い合わせ先税務課までご連絡ください。

※軽減を受けるための手続きは不要ですが、住民税の未申告者は軽減判定ができませんので毎年申告が必要です。

制度は4月より施行されますが、改正後の税額は7月の本算定により計算されます

令和5年度の後期高齢者医療保険料について

●お問い合わせ 税務課

☎76-3803

大分県後期高齢者医療広域連合

☎097-534-1771



令和5年度の後期高齢者医療保険料率

令和5年度の後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

令和5年度	均等割額	所得割率	賦課限度額
	53,600円	10.32%	66万円



保険料の計算方法(令和5年度)

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

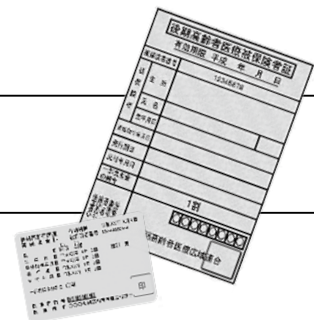


※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

▶均等割額の軽減

●世帯の状況に応じて下記のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得(世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計)が下記に該当する世帯
7割	「基礎控除額(43万円) + 10万円×{年金・給与所得者数-1}」を越えない世帯
5割	「基礎控除額(43万円)+29万円×世帯の被保険者数 + 10万円×{年金・給与所得者数-1}」を越えない世帯
2割	「基礎控除額(43万円)+53.5万円×世帯の被保険者数 + 10万円×{年金・給与所得者数-1}」を越えない世帯



～5月31日は“世界禁煙デー”5月31日～6月6日は“禁煙週間”です～ 今年のテーマ「たばこの健康影響を知ろう～望まない受動喫煙のない社会を目指して～」

喫煙は、脳卒中や心臓病、慢性的な肺疾患(COPD)といった生活習慣病や、肺がんに限らず多くのがんの原因となります。また、受動喫煙によって非喫煙者の健康が損なわれることも問題となっており、九重町は県内でも喫煙習慣のある人が多いことがわかっています(特に男性)。

自分のために、周りの人のために、禁煙に取り組んでみませんか?



ものわすれ相談室を開催します ～『脳健康度』をチェックしてみませんか？～

●お問い合わせ 健康福祉課

☎76-3821

九重町地域包括支援センター ☎76-3863

もの忘れが気になる…、認知症にならないか心配…、介護に不安がある…など、1人で悩んでいませんか？ものわすれ相談室では、認知症について不安に思っていることを相談できる場所です。相談は無料で個別に受け付けていますので、安心してお越しください。

また、今年度はものわすれ相談室で、タブレットを使用した『脳健康度』をチェックできます。予約制になりますので、ご興味のある方は九重町地域包括支援センターまでお問合せください。

【令和5年度 ものわすれ相談室の日程】

会場	日程		
野上公民館 (会議室1)	6月6日(火)	8月1日(火)	10月3日(火)
	12月5日(火)	令和6年2月6日(火)	
東飯田公民館 (会議室2)	6月7日(水)	8月2日(水)	10月4日(水)
	12月6日(水)	令和6年2月7日(水)	
飯田公民館 (小会議室)	7月6日(木)	9月7日(木)	11月2日(水)
	令和6年1月4日(木)	令和6年3月7日(木)	
南山田公民館 (会議室2)	7月7日(金)	9月1日(金)	11月10日(金)
	令和6年1月5日(金)	令和6年3月1日(金)	

※時間はすべて午前10時～午前11時30分



■『脳健康度』チェックは、1日2人の実施で**事前に予約が必要**です。

説明を含め、1人30分ほど時間がかかります。

■相談については、ご自宅へ出張相談も可能です(この場合は『脳健康度』チェックはできません)。

お気軽にお問い合わせください。

家庭から出る生ごみを堆肥として利用しませんか？

●お問い合わせ
商工観光・自然環境課 ☎76-3150

生ごみ処理容器（コンポスト）の利用で、可燃ごみ排出量を減らし、堆肥化することにより家庭菜園などにも利用できます。処理容器の購入補助金制度もありますのでぜひご利用ください。

【購入補助金制度】

生ごみ処理容器購入金額の2分の1を補助します。ただし、百円未満は切り捨てとし、上限額は5,000円までとします。
※補助制度の利用は、1家庭につき生ごみ処理容器2基分までで、5年間は再度の補助を受けられませんので、ご注意ください。



既存のごみステーションを整備しませんか？

●お問い合わせ
商工観光・自然環境課 ☎76-3150

鳥獣、犬猫、風雨等による家庭廃棄物の散乱を防止し町民の良好な生活環境の保全を図るため、ごみステーションの整備について以下のとおり設置代表者へ補助金を交付します。

- ①ごみ収集箱の既製品を購入した場合は、4分の1以内を補助とし、上限額は20,000円までとします。
 - ②ごみ収集箱を業者等に製作依頼した場合は、2分の1以内を補助とし、上限額は10,000円までとします。
 - ③ごみ収集箱は自主製作する場合は、原材料費の2分の1以内を補助とします。上限額は10,000円までとします。
 - ④カラスネットを購入した場合は、2分の1以内を補助とし、上限額は2,000円までとします。
- ※令和3年度から令和5年度までの補助事業です。

合併浄化槽を設置しませんか？

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎76-3150

家庭から出る生活排水がどのように処理されているか意識したことはありますか？

- ①合併浄化槽に流れ込み、処理されてから排出されている
- ②汚れたまま水路や川へ排出されている

みなさんの家ではどうでしょう。九重町では、約35%の家庭で生活排水が未処理のまま水路や川へ流れ出しています。生活排水を適切に処理するには合併浄化槽の設置が不可欠です。九重町では新たに合併浄化槽の設置に対しての補助や、単独浄化槽又は汲取り槽からの転換の際の便槽撤去費と宅内配管工事費の補助を行っていますので、ぜひご検討ください。



人槽	補助金額	
	新築	既存住宅での設置
5人槽	332,000円	532,000円
7人槽	414,000円	614,000円
10人槽	548,000円	748,000円
単独浄化槽撤去費	/	120,000円
汲取り槽撤去費		90,000円
宅内配管工事費		300,000円

※予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられない事もあります。ご検討されている方は、早めにご相談ください。

5月は「民生委員・児童委員」強化月間です

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

5月12日は、民生委員・児童委員の活動を地域の皆様に知っていただくため、全国民生委員児童委員連合会が定めた「民生委員・児童委員の日」です。

九重町には、37名の民生委員・児童委員と子どものことを専門に担当し活動する4名の主任児童委員がいます。地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

民生委員・児童委員について

●民生委員・児童委員って？

「民生委員・児童委員」は、厚生労働大臣から委嘱を受けたボランティアです。全国に23万人、九重町は41名の委員がいます。

その活動は基本的人権の尊重や政治的中立をとくに重視したもので、民生委員法に基づき守秘義務も課せられています。このため、相談内容や個人情報は支援の中で必要な関係機関との情報共有以外は他の人へもらすことはありません。安心してご相談ください。

●どんな活動をしているの？

地域住民の身近な相談相手として、暮らしの中の悩みごとや心配ごとをお聞きし、必要な福祉サービス等を受けられるよう、行政や専門機関につなぐ役割を担っています。

また、主任児童委員は、学校や関係機関と連携し、地域の児童福祉の向上に取り組んでいます。



●どんなことが相談できるの？

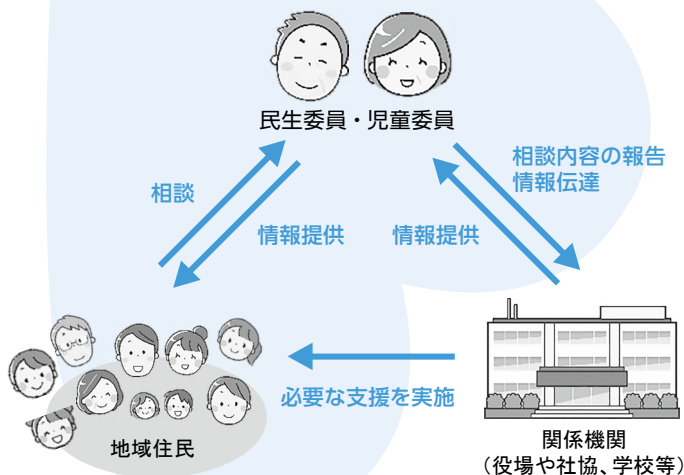
どこに相談すればいいのかわからない、生活に対する悩みや不安など、お気軽にご相談ください。

情報提供を行ったり、要望を関係機関や各団体につなげたりします。

たとえば・・・

- ・高齢者世帯でなにかあった時が不安。
→家庭訪問をしたり、見守り緊急通報システムによる安否確認、災害時要求援護者等への登録ができるよう支援。

●「地域のつなぎ役」としてのイメージ



※民生委員は関係機関へのつなぎ役であり、民生委員自ら問題を解決するものではありません。



民生委員・児童委員のマーク

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

令和5年度総合健診のお知らせ

- お問い合わせ【健康保険証・受診券】住民課 ☎76-3802
- 【健診内容全般】保健福祉センター ☎76-3838
- 【75歳以上の方】大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

受診方法

	集団(巡回)健診	施設健診
受診場所	町内(各地区施設) ※下記参照	厚生連健康管理センター(別府市鶴見病院そば)
実施期間	令和5年11月20日まで	令和6年2月末まで
申込方法	お申込がお済みでない方で希望する方は保健福祉センターへ予約(☎0973-76-3838)	●大分県厚生連健康管理センターへ直接予約(予約専用電話 ☎0977-75-6154) ●JAを通じて予約

【九重町国民健康保険にご加入の方】

40歳以上75歳未満の方が対象の特定健康診査は、自己負担金0円で大分県内の指定の医療機関でも受診することができます。『特定健康診査受診券』(5月に役場住民課より発送)に同封の医療機関一覧、または九重町ホームページより医療機関を選び、電話で直接予約してください。令和6年2月末まで。※がん検診費用の助成はありません。

【75歳以上の方・医療機関に通院されている方へ】

かかりつけの医療機関でも個人負担金なしで血液検査等が受けられる場合がありますので、電話でお問い合わせの上、5月発送の受診券(75歳以上の方は青色のハガキ)をもって受診してください。

【九重町で受診券が使える医療機関】 ●矢原医院(☎77-6121) ●友成医院(☎78-8811)



集団(巡回)健診日程【受付時間】8:30~10:30

日程	乳エコー・託児	会場	日程	乳エコー・託児	会場
6月	1日(木)	保健福祉センター	10月	1日(日)	あり*
	2日(金)			2日(月)	
	6日(火)	泉水コミュニティセンター	11月	19日(日)	あり*
	7日(水)	飯田地区体育館		20日(月)	
	13日(火)	東飯田地区体育館	※乳がん検診(乳エコー)について ⇒39歳以下対象の乳房超音波検査は予約優先です。 1週間前までに保健福祉センターまでお申し込みください。 ※託児について ⇒2週間前までに保健福祉センターまでお申し込みください。		
	14日(水)				
	21日(水)	南山田公民館			
	22日(木)				
	23日(金)				
	28日(水)	あり*			
29日(木)					

- ▶希望調査票・電話等で申込済の方 5月中に、問診票等検診セットをお送りします。
- ▶申込がお済みでない方 予約制です。受診を希望する場合は保健福祉センターまでご連絡ください。

※感染症の流行や悪天候により延期や中止する場合は、無線・データ放送等でお知らせします。

予防接種のお知らせ

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

4月1日より先天性風しん症候群の予防のため、成人用風しんワクチンの一部助成を始めました!

助成対象者

接種日が令和5年4月1日以降で、九重町に住民票があり、次のいずれかに該当する人

- ① 妊娠を希望する又は予定している19歳以上の女性(年度内に19歳になる者も可)
- ② ①の配偶者(事実婚を含む)
- ③ 抗体価が低い妊婦の配偶者(事実婚を含む)

対象ワクチン

風しんワクチン及び麻しん風しんワクチン(MR)

助成金額

5,000円まで(生活保護世帯の方は全額助成)

*助成は1度きりで、風しんの抗体検査費用は助成の対象外となります。また、5,000円を超過した分の費用の差額は本人負担となり、5,000円を下回る場合は、かかった費用までとなります。

手続き

医療機関窓口で接種料を一旦、全額負担していただき、申請書、風しん抗体検査結果、接種済証、領収書、印鑑、通帳、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持って保健福祉センターまでお越しください。申請期限は当該年度の3月31日までです。

※詳しくはホームページをご覧ください。



▼令和5年度より予防接種の内容が下記のとおり変更になります。

ワクチン種別	対象年齢	内容
HPV感染症 (子宮頸がん)	小学6年生～高校1年生相当の女子 *キャッチアップ接種対象者(平成9年4月2日～平成19年4月1日の女子は令和7年3月末まで、予防接種を受けることができます。)	2価・4価ワクチンに加え、 9価ワクチン が4月1日から定期接種になりました。
四種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ)	2か月 ～7歳6か月に至るまで	4月1日から、百日せきによる乳児の重症化予防の観点から接種月齢が早まります。

九重町長期休暇サポート事業について ～体験を通して学べる夏に～

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

九重町では、障がいのある児童及びその家族の地域生活を支援するために、支援学校等に通う児童の夏休み等の日中活動の場を提供する「九重町長期休暇サポート事業」を行っています。

この事業では児童の健全育成を図るとともに、家族の介護負担を軽減することを目的としています。

また、今期は様々な体験を通じて、お子さんが楽しく成長できる企画を検討しています。

(例:多世代交流・電車乗車体験・バスハイク等)

九重町長期休暇サポート事業

- ▶ **実施期間** 7月下旬～8月中旬(お盆明け)までの予定 時間 午前9時～午後4時(若干変更する場合あり)
- ▶ **対象児** 原則として、町内に住所を有する障害福祉サービス受給者証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれかを所有する方又は支援学校、支援学級に在籍する19歳未満の方
- ▶ **利用料** 企画や行事等による実費負担分のみ
- ▶ **その他** 集合場所までは自主送迎をお願いします。集合場所から実施施設までは送迎があります。
※実施場所については、玖珠郡外の施設を検討しています。
今期より昼食は施設で準備させていただきます。

※申込みについては6月30日(金)までに上記お問い合わせ先までお願いします。

